

# 黒笹区規約

## 第 1 章 総 則

### (目的)

第 1 条 本区は、住民自治の本旨に則り、本区の構成員（以下「区民」という。）としての自覚と責任及び相互の信頼と協力に基づき、区民のふれあいを基礎とし、やすらぎとうるおいに満ちたよりよい地域共同社会の創造と明るく住みよい地域社会をつくることを目的とする。

### (名称)

第 2 条 本区は、黒笹区（以下「区」という。）と称する。

### (事業)

第 3 条 区は、第 1 条の目的を達成するために、次に掲げる事業を行う。

- (1) 区民、諸団体等の意見調整、連絡等に関する事。
- (2) 区民の相互扶助及び福祉に関する事。
- (3) 区民の生活環境の整備及び生活安全に関する事。
- (4) 地域のコミュニティ活動の振興に関する事。
- (5) 集会施設の維持管理に関する事。
- (6) 前各号に掲げるもののほか、第 1 条の目的を達成するために必要な事。

### (運営の基本理念)

第 4 条 区の運営は、区民の個性と自主性を尊重し、区民の総意を前提として民主的に運営されなければならない。

### (区域)

第 5 条 区の区域は、黒笹町、黒笹一丁目から三丁目まで、黒笹いずみ一丁目から三丁目まで及び黒笹山手の各全部並びに福谷町広久伝の一部とし、別図に定めるところによる。

### (主たる事務所)

第 6 条 区の主たる事務所は、みよし市黒笹一丁目 8 番地 8 の黒笹公民館内に置く。

## 第 2 章 区 民

### (区民等)

第 7 条 区民になることができる者は、第 5 条に定める区域（以下この条から第 9 条までにおいて「区域」という。）に住所を有する全ての個人とする。

- 2 区域に事務所又は事業所を有する法人、団体又は個人事業者（以下「法人等」という。）は、総会で表決権を有しない賛助会員になることができる。

（加入）

第8条 区に加入し、区民になろうとする者は、区長に届け出なければならない。

- 2 区は、前項の規定による届出があった場合には、正当な理由なくこれを拒んではならない。
- 3 区域外の者から区に加入したい旨の申出があった場合は、区長の判断により加入の可否を決定するものとする。この場合において、加入を決定したときは、当該者は、総会で表決権を有しない準区民となるものとする。

（脱退等）

第9条 区民が次の各号のいずれかに該当したときは、区から脱退したものとする。

- (1) 区域内に住所を有しなくなったとき。
- (2) 区から脱退する旨の届出があったとき。
- 2 区民が死亡し、又は失踪宣告を受けたときは、その資格を喪失する。

### 第3章 組・班

（組）

第10条 区に組を設ける。

- 2 組の区域は、地理的及び社会的条件を考慮して運営細則で定める基準に基づき定めるものとする。
- 3 組の再編成をする場合は、評議員会で審議し、了承を得なければならない。

（組長）

第11条 組に組長を置く。

- 2 組長の任期は、1年とし、組長が欠けた場合における補欠の組長の任期は、前任者の残任期間とする。ただし、再任を妨げない。
- 3 組長は、組内の世帯（戸）の持ち回りにより就任するものとする。
- 4 組長は、次に掲げる事項を処理する。
  - (1) 組内区民の意見の取りまとめ及び区運営への参画
  - (2) 組内における行事の企画及び実施
  - (3) 組内区民の異動状況の把握及び連絡調整
  - (4) 区費の徴収等
  - (5) みよし市広報等の配布

（班）

第12条 組に班を設けることができる。

- 2 班の区域は、地理的及び社会的条件を考慮して運営細則で定める基準に基づき定

めるものとする。

3 班の再編成をする場合は、評議員会で審議し、了承を得なければならない。

(班長)

第13条 班に班長を置く。

2 班長の任期は、1年とし、班長が欠けた場合における補欠の班長の任期は、前任者の残任期間とする。ただし、再任を妨げない。

3 班長は、班内の世帯(戸)の持ち回りにより就任するものとする。

4 班長は、次に掲げる事項を処理する。

- (1) 班内区民の意見の取りまとめ
- (2) 班内における行事の企画及び実施
- (3) 班内区民の異動状況の把握及び連絡調整
- (4) 区費の徴収等
- (5) みよし市広報等の配布

## 第4章 役員

(役員)

第14条 区に次の役員を置く。

- |          |      |
|----------|------|
| (1) 区長   | 1人   |
| (2) 区長代理 | 2人   |
| (3) 代議員  | 4人   |
| (4) 区議員  | 各組1人 |
| (5) 監事   | 2人   |

(役員を選任)

第15条 区長、区長代理、代議員及び監事は、区民の中から運営細則で定める方法により選出し、総会において選任する。

2 区議員は、各組長とする。

3 監事と他の役員は、相互に兼ねることはできない。

4 役員が欠けた場合の補欠の役員を選任方法については、運営細則で定める。

(役員の職務)

第16条 区長は、区を代表し、区務を総括する。

2 区長代理は、区長を補佐し、区の庶務及び経理を処理し、区長に事故あるとき又は区長が欠けたときはその職務を代行する。

3 代議員及び区議員は、区務を審議し、及び執行する。

4 監事は、次に掲げる業務を行う。

- (1) 区の会計及び資産の状況を監査すること。
- (2) 役員(監事を除く。)の業務の執行の状況を監査すること。

(3) 会計及び資産の状況又は業務の執行について不整の事実を発見したときは、これを総会に報告すること。

(4) 前号の報告をするため必要があると認めるときは、総会の開催を請求すること。

#### (任期)

第17条 役員の任期は、1年とする。ただし、代議員の任期は、2年とし、1年ごとに半数を改選する。

2 役員が欠けた場合の補欠の役員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 役員は、辞任又は任期満了の後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

#### (顧問)

第18条 区には、区運営に対する意見を求めるため、顧問を置くことができる。

2 顧問は、市議会議員、学識経験者等のうちから評議員会の了承を得て、区長が委嘱する。

#### (部会の設置)

第19条 区長は、第3条各号に掲げる事業を実施するため部会を設置することができる。

2 設置の必要な部会は、運営細則で定める。

#### (特別委員会)

第20条 区長は、必要に応じて、評議員会の承認を得て、特別委員会を設置することができる。

2 特別委員会の運営について必要な事項は、運営細則で定める。

#### (事務員等)

第21条 区には、事務員及び区運営に必要な各種委員を置くことができる。

#### (役員等の手当)

第22条 区は、役員等がその職務を遂行する上で要する経費を支弁するため、手当を支給することができる。

2 前項の手当は、運営細則で定める。

## 第5章 総会

#### (総会の種別)

第23条 区の総会は、通常総会及び臨時総会の2種類とする。

#### (総会の構成)

第24条 総会は、区民をもって構成する。

(総会の権能)

第25条 総会は、この規約に定めるもののほか、区の運営に関する重要な事項を議決する。

(総会の開催)

第26条 通常総会は、毎年3月に開催する。

2 臨時総会は、次の各号のいずれかに該当する場合に開催する。

- (1) 区長が必要と認めたとき。
- (2) 総区民の5分の1以上から会議の目的たる事項を示して請求があったとき。
- (3) 第16条第4項第4号の規定により監事から開催の請求があったとき。

(総会の招集)

第27条 総会は、区長が招集する。

2 区長は、前条第2項第2号又は第3号の規定による請求があったときは、その請求のあった日から30日以内に臨時総会を招集しなければならない。

3 総会を招集するときは、日時、場所並びに会議の目的たる事項及びその内容を示して、開会の日の5日前までに文書をもって通知しなければならない。

(総会の議長及び書記)

第28条 総会の議長は、評議員会の議長が務める。ただし、評議員会の議長が出席できないときは、その総会に出席した区民の中から選出する。

2 書記は、議長が指名する。

(総会の定足数)

第29条 総会は、総区民の半数以上の出席がなければ、開会することができない。

2 前項の規定にかかわらず、第31条第2項各号に掲げる事項を除く事項に関する総会は、総世帯(戸)の半数以上の出席があれば、開会することができる。

(総会の議決)

第30条 総会の議事は、この規約に定めるもののほか、出席した区民又は世帯(戸)の過半数でこれを決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(区民の表決権)

第31条 区民は、総会において、各々1箇の表決権を有する。

2 前項の規定にかかわらず、次に掲げる事項を除く事項については、区民の表決権は、世帯(戸)で1箇とする。

- (1) 規約の改正に関すること。
- (2) 区の資産で第40条第1号に掲げるもののうち不動産の処分又は担保に関する

こと。

(3) 解散に関すること。

(総会の書面表決等)

第32条 やむを得ない理由のため総会に出席できない区民又は世帯(戸)は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決し、又は区長若しくは他の区民を代理人として表決を委任することができる。

2 前項の場合における第29条及び第30条の規定の適用については、その区民又は世帯(戸)は出席したものとみなす。

(総会の議事録)

第33条 総会の議事については、次に掲げる事項を記載した議事録を作成しなければならない。

(1) 日時及び場所

(2) 区民又は世帯(戸)の現在数及び出席者数(書面表決者及び表決委任者を含む。)

(3) 開催目的、審議事項及び議決事項

(4) 議事の経過の概要及びその結果

(5) 議事録署名人の選任に関する事項

2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2人以上が署名押印をしなければならない。

## 第6章 評 議 員 会

(評議員会の構成)

第34条 評議員会は、監事を除く役員をもって構成する。

2 評議員会には、区長の求めにより、顧問をオブザーバーとして出席させることができる。

(評議員会の権能)

第35条 評議員会は、この規約で別に定めるもののほか、次に掲げる事項を議決する。

(1) 総会に付議すべき事項

(2) 総会の議決した事項の執行に関する事項

(3) その他総会の議決を要しない区務の執行に関する事項

2 評議員会は、緊急な場合には、第31条第2項各号に掲げる事項を除き、総会に代わって議決することができる。この場合において、当該議決事項については、次の総会に報告し、承認を受けなければならない。

(評議員会の招集等)

第36条 評議員会は、原則として毎月1回、区長が招集する。ただし、区長が必要

と認めるときは、臨時評議員会を招集することができる。

- 2 区長は、評議員（評議員会を構成する役員をいう。以下同じ。）の2分の1以上から会議の目的たる事項を記載した書面をもって招集の請求があったときは、その請求のあった日から15日以内に臨時評議員会を招集しなければならない。
- 3 評議員会を招集するときは、会議の日時及び場所をあらかじめ通知しなければならない。

（評議員会の議長）

第37条 評議員会の議長は、評議員の互選により選出された者をもって充てる。ただし、議長が評議員会に出席できないときは、その評議員会に出席した評議員の中から選出する。

（評議員会の定足数等）

第38条 評議員会は、評議員の半数以上の出席がなければ、開会することができない。

- 2 評議員会の議事は、出席した評議員の過半数でこれを決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 3 やむを得ない理由のため評議員会に出席できない評議員は、区長又は他の評議員を代理人として表決を委任することができる。
- 4 前項の場合における第1項及び第2項の規定の適用については、その評議員は出席したものとみなす。
- 5 議長が議事録を必要と認めた議事については、要旨を記録し、議長を含め3人の署名押印を受け、これを保存しなければならない。この場合において、書記及び議事録署名人は、議長が指名する。

## 第7章 財 務

（区費等）

- 第39条 区民は、世帯（戸）を単位として、運営細則で定める区費を納めなければならない。
- 2 法人等及び準区民は、運営細則で定める協力金を納めなければならない。

（資産の構成）

第40条 区の資産は、次に掲げるものをもって構成する。

- (1) 別に定める財産目録記載の資産
- (2) 区費及び協力金
- (3) 寄附金品
- (4) 活動に伴う収入
- (5) 資産から生じる収入
- (6) その他の収入

(資産の管理)

第41条 区の資産は、区長が管理し、その方法は評議員会の議決によりこれを定める。

(資産の処分)

第42条 区の資産で第40条第1号に掲げるもののうち不動産を処分し、又は担保に供する場合には、総会において総区民の3分の2以上の議決を要する。

(経費の支弁)

第43条 区の経費は、資産をもって支弁する。

(事業計画及び予算)

第44条 区の事業計画及び予算は、区長が作成し、原則として毎会計年度開始前に、総会の議決を経て定めなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、年度開始後に予算が総会において議決されていない場合には、区長は、総会において予算が議決される日までの間は、前年度の予算を基準として収入支出をすることができる。

(事業報告及び決算)

第45条 区の事業報告及び決算は、区長が事業報告書、収支決算書、財産目録等を作成し、監事による監査を受け、毎会計年度ごとに総会の承認を受けなければならない。ただし、2月分及び3月分の収支については見込決算を含めることができるものとし、この場合は、翌年度の第1回評議員会で承認を受けることとする。

(会計年度)

第46条 区の会計年度は、4月1日から翌年3月31日までとする。

## 第8章 規約の変更及び解散

(規約の変更)

第47条 この規約は、総会において総区民の3分の2以上の同意を得、かつ、みよし市長の認可を受けなければ変更することはできない。

(解散)

第48条 区は、地方自治法(昭和22年法律67号)第260条の20の規定により解散する。

2 総会の決議に基づいて解散する場合は、総区民の3分の2以上の賛成を得なければならない。

(残余財産の処分)

第49条 区の解散のときに有する残余財産は、総会において総区民の3分の2以上の議決を得て、本区と類似の目的を有する団体に寄附するものとする。

## 第9章 雑 則

(備付け書類及び帳簿)

第50条 区の主たる事務所には、次に掲げる書類及び帳簿を備え置かなければならない。

- (1) 規約
- (2) 区民名簿及び役員名簿
- (3) 認可及び登記に関する書類
- (4) 総会及び評議員会の議事録
- (5) 収支に関する帳簿及び証拠書類
- (6) 財産目録その他資産の状況を示す書類
- (7) その他必要な書類及び帳簿

2 前項各号に掲げる書類及び帳簿は、同項第1号から第3号までを除き、最低10年間保管し、評議員会の了承を得た後に廃棄することができる。

(委任)

第51条 この規約の施行に関し必要な事項は、区長が評議員会に諮って別に定める。

附 則

この規約は、令和3年4月1日から施行する。